

○柏市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成31年3月29日

規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市スポーツ推進審議会条例（平成23年柏市条例第34号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 柏市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、在任委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、必要に応じて委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営等)

第5条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。